

徴収猶予（期間延長）申請書兼決議書

令和 年 月 日

糸満市長 殿

住 所
(所在地)
氏 名
(名称および代表者氏名)
電 話

印

次のとおり徴収猶予（期間延長）を申請します。

なお、徴収猶予（期間延長）の許可を受けた場合は分納計画のとおり完納します。

徴収猶予を受けようとする金額		円(別紙明細書のとおり)				
徴収猶予期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
期間延長期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
申出担保有無		無の理由				
猶予の条件	担保提供物件	担保提供期日 令和 年 月 日				
	保証人	氏 名	住 所	届出期日	備 考	
分納計画	納付年月日	金 額	納付年月日	金 額	納付年月日	金 額
申請をする理由						

調査の結果									
根拠（地税法 第15条）					上記の件について、調査の結果左のとおりであるので、許可、不許可通知書を発送してよいでしょうか（伺い）	起案 年 月 日			
第1項		第2項	第3項			決裁 年 月 日			
1号	2号	3号	4号	5号					
調査の結果徴収猶予（期間延長）に					課長	補佐	係長	係	発送 年 月 日
<input type="checkbox"/> 該当する									
<input type="checkbox"/> 該当しない									

記入例
徴収猶予（期間延長）申請書兼決議書

令和●年●月●日

糸満市長 殿

住所 糸満市潮崎町1丁目1番地
(所在地)
氏名 糸満 太郎 印
(名称および代表者氏名)
電話番号 098-840-8129
※携帯電話可

次のとおり徴収猶予（期間延長）申請します。納税通知書の金額に督促手数料100円が加算されます。
なお、徴収猶予（期間延長）申請期間中は督促手数料は期ごとに加算されます。（2期分なら200円の加算）

徴収猶予を受けようとする金額	25,200 円(別紙明細書のとおり)					
徴収猶予期間	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで					
期間延長期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					
申出担保有無	無の理由 金額が50万円未満のため					
猶予の条件	担保提供物件	猶予を受けようとする金額が50万円以下の場合は担保不要です。 (糸満市税条例第9条第6項)				日
	保証人					考
分納計画	納付年月日	金額	納付年月日	金額	納付年月日	金額
	R6・9・30	¥2,100-	R6・10・31	¥2,100-	R6・11・30	¥2,100-
	R5・12・31	¥2,100-	分納計画の例は別紙あり。		R6・2・29	¥2,100-
	R6・3・31	¥2,100-	R6・4・30	¥2,100-	R6・5・31	¥2,100-
	R6・6・30	¥2,100-	R6・7・31	¥2,100-	R6・8・31	¥2,100-
申請をする理由	7月に退職して現在無職。収入がないため納期限内の納付ができない。					
簡潔に理由を記載してください。失業が理由の場合は、それを証明できる書類の写しを添付してください。（離職票・雇用保険受給資格者証など）						

調査の結果	※なにも記入しないでください。※						日	
1号							2	日
調査の結果							日	
<input type="checkbox"/> 該当する							日	
<input type="checkbox"/> 該当しない							日	

(別紙)

分納計画の例 (金額 : 25,200円の場合)

①12ヶ月で均等に納付する。

分納計画	納付年月日	金額	納付年月日	金額	納付年月日	金額
	R5・9・30	¥2,100-	R5・10・31	¥2,100-	R5・11・30	¥2,100-
	R5・12・31	¥2,100-	R6・1・31	¥2,100-	R6・2・29	¥2,100-
	R6・3・31	¥2,100-	R6・4・30	¥2,100-	R6・5・31	¥2,100-
	R6・6・30	¥2,100-	R6・7・31	¥2,100-	R6・8・31	¥2,100-

②毎月1,000円ずつ納付して、最終月に残額を納付する。

分納計画	納付年月日	金額	納付年月日	金額	納付年月日	金額
	R5・9・30	¥1,000-	R5・10・31	¥1,000-	R5・11・30	¥1,000-
	R5・12・31	¥1,000-	R6・1・31	¥1,000-	R6・2・29	¥1,000-
	R6・3・31	¥1,000-	R6・4・30	¥1,000-	R6・5・31	¥1,000-
	R6・6・30	¥1,000-	R6・7・31	¥1,000-	R6・8・31	¥14,200-

③出費予定がある月を除いて納付する。

分納計画	納付年月日	金額	納付年月日	金額	納付年月日	金額
	R5・9・30	¥2,520-	R5・10・31	¥2,520-	R5・11・30	¥2,520-
	R5・12・31	¥0-	R6・1・31	¥2,520-	R6・2・29	¥2,520-
	R6・3・31	¥2,520-	R6・4・30	¥2,520-	R6・5・31	¥2,520-
	R6・6・30	¥0-	R6・7・31	¥2,520-	R6・8・31	¥2,520-

※6月と12月に予定された出費があるため他の月(10ヶ月間)で均等に納付する計画。

④偶数月に納付する。

分納計画	納付年月日	金額	納付年月日	金額	納付年月日	金額
	R5・9・30	¥0-	R5・10・31	¥4,200-	R5・11・30	¥0-
	R5・12・31	¥4,200-	R6・1・31	¥0-	R6・2・29	¥4,200-
	R6・3・31	¥0-	R6・4・30	¥4,200-	R6・5・31	¥0-
	R6・6・30	¥4,200-	R6・7・31	¥0-	R6・8・31	¥4,200-

※年金などの定期的な収入がある月に納付する計画。

④特定月に分納を開始する。

分納計画	納付年月日	金額	納付年月日	金額	納付年月日	金額
	R5・9・30	¥0-	R5・10・31	¥0-	R5・11・30	¥2,520-
	R5・12・31	¥2,520-	R6・1・31	¥2,520-	R6・2・29	¥2,520-
	R6・3・31	¥2,520-	R6・4・30	¥2,520-	R6・5・31	¥2,520-
	R6・6・30	¥2,520-	R6・7・31	¥2,520-	R6・8・31	¥2,520-

※入社日が10月1日で給与が11月から支給される。11月から均等に納付する計画。